
序章 はじめに

1. みどりの基本計画改定の背景と目的

宜野湾市では、「緑の基本計画 平成 18 年（2006 年）5 月策定」に基づき、緑地の保全、公園整備、公共施設や民有地の緑化推進についての目標を定め、市民・事業者・行政が一体となって、本市のみどりに関わる個別施策を進めてきました。

沖縄県では、広域的視点からのみどりの方向性をまとめた「広域緑地計画」が平成 30 年（2018 年）に改定され、「沖縄 21 世紀ビジョン基本計画【改定計画】（平成 29 年 5 月）」の「みどり」に関する施策の実現を目指すとともに、今後の沖縄県における緑地施策の推進方針が示されました。

一方、国においては、平成 29 年に都市緑地法等の一部を改正する法律が公布され、民間活力を最大限に生かして、みどりとオープンスペースの整備・保全を効果的に推進し、みどり豊かで魅力的なまちづくりを実現するため、市民緑地認定制度が創設されました。

こうした中、前回計画策定から 15 年が経過し、核家族化や超高齢化社会の進行、新たな感染症による人々の生活や価値観の多様化など、みどりをとりまく社会情勢は大きく変化してきました。

また、近年、気温の上昇、大雨の頻度の増加や、農作物の品質の低下、動植物の分布域の変化、熱中症リスクの増加など、気候変動による影響が全国各地で現れており、さらに今後、長期にわたり拡大するおそれがあります。

このような背景から、持続可能な開発目標（SDGs[※]）、気候変動適応、グリーンインフラ、生物多様性保全の推進など、新たな視点からみどりのあり方の検討が必要です。

さらに、みどりの効果[※]（存在効果、利用効果、媒体効果）は、環境負荷の軽減のみならず、クオリティ・オブ・ライフ（QOL：生活の質）を向上させ、都市に新たな価値を創造する可能性を持っており、それらを総合的に勘案した計画づくりも必要です。

現行計画の目標年次令和 2 年度（2021 年 3 月）を迎えた今、これまでの成果を活かし、新たな目標を定め、次の段階へ向けて取り組んでいかなければなりません。

こうしたことから、現行計画の内容を見直し、新たな「宜野湾市みどりの基本計画」を策定するものとします。

今回の改定は、これまで取り組んできた理念を継承するとともに、近年の社会情勢の変化やみどりに求められる多様性を加味し、宜野湾市のみどりに関する施策の基本的な方針や目標を設定し、みどりに関する施策の指針となることを目的とします。

※SDGs：

Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の略。2015 年 9 月の国連サミットにおいて採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて記載された 2030 年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標（17 の目標と 169 のターゲット）

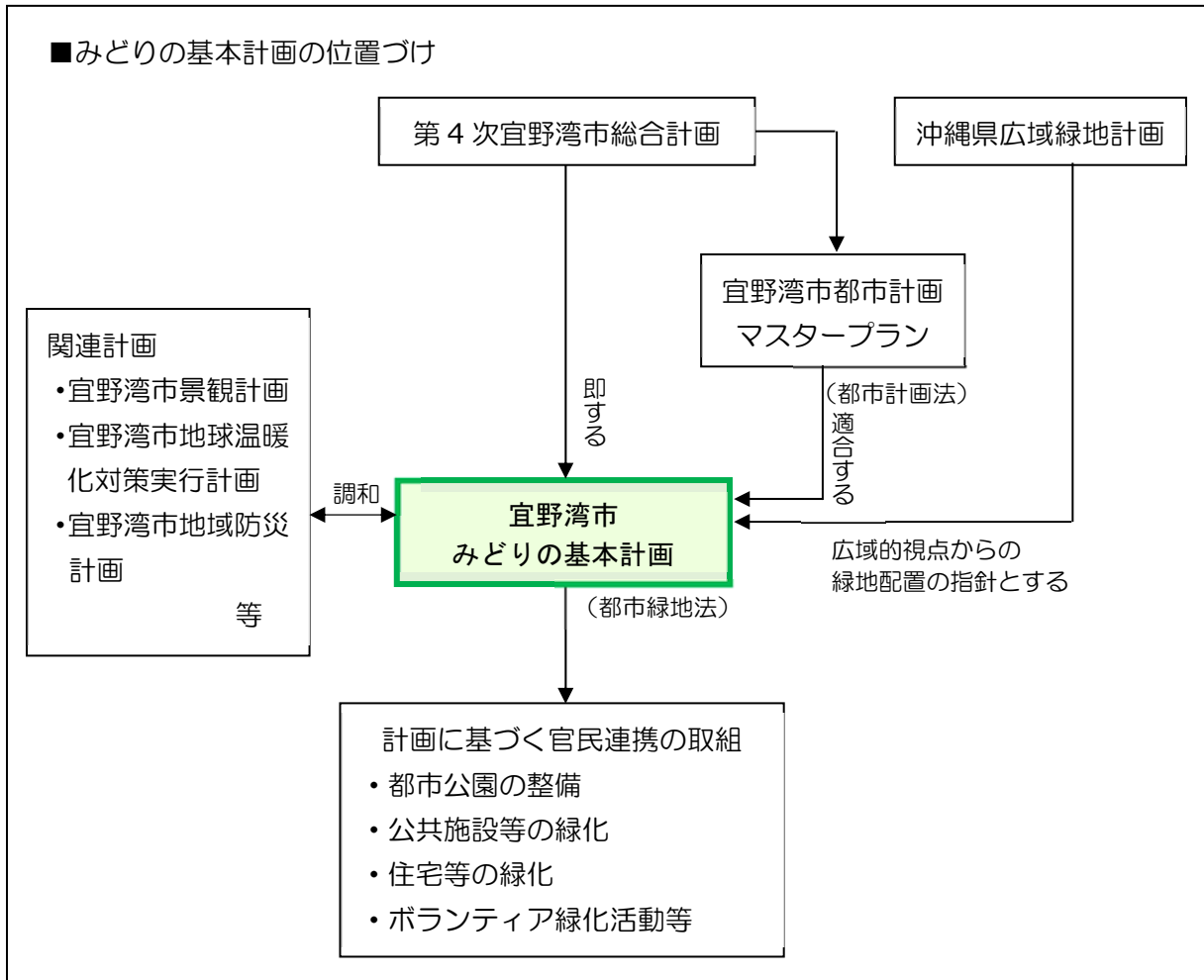
※みどりの効果：

- 存在効果…都市環境の保全や都市景観の形成、生物多様性の確保や都市防災機能の向上、気候変動の緩和など、みどりがあることによってもたらされる効果
- 利用効果…スポーツの場やレクリエーションの場として利用し、健康の維持増進やストレス緩和を図るなど、みどりを利用することでもたらされる効果
- 媒体効果…交流、健康、商業・観光、福祉、教育・文化など多様な分野の活動が活性化し、地域コミュニティの育成や地域の魅力を高めるきっかけとなる効果

2. みどりの基本計画の位置づけ

宜野湾市みどりの基本計画は、市の最上位計画である「第4次宜野湾市総合計画」に即するとともに、都市計画に関する基本的な方針「宜野湾市都市計画マスタープラン」に適合するように定めます。

また、広域的視点から定められている「沖縄県広域緑地計画」を踏まえるとともに、関連計画と調和を図り策定しています。







3. みどりの定義

本計画で対象とする「みどり」は、「周辺山系の森林、都市の樹林・樹木・草花、河川・港などの水面、公園、農地に加え、公共施設などの植栽地・グラウンド、広場、民有地の植栽地など」とします。

樹木や草花などの植物だけでなく、公園などのオープンスペース、河川・港などの水面、農地など、より広い範囲を対象とすることをイメージしやすくするため、本計画では「みどり」を用いるものとします。

表 序- 1 本計画における「みどり」に関わる用語の定義

用語	解説				
 みどり	周辺山系の森林、都市の樹林・樹木・草花、河川・港などの水面、公園、農地に加え、公共施設などの植栽地・グラウンド、広場、民有地の植栽地など				
 緑地	<p>上記のみどりのうち、将来にわたって残される可能性の高い担保性のあるもの</p> <p>緑地は、施設緑地と地域制緑地に分類する。</p> <table border="1" data-bbox="464 994 1339 1267"> <tbody> <tr> <td>施設緑地</td> <td>都市公園やこれに準じる機能を持つ公共施設緑地・民間施設緑地</td> </tr> <tr> <td>地域制緑地</td> <td>土地所有の状況（公共用地、民有地）にかかわらず、法や条例などにより、国、県、市町村が土地利用を規制、誘導して確保する緑地。農地や水面などのオープンスペースを含む。</td> </tr> </tbody> </table>	施設緑地	都市公園やこれに準じる機能を持つ公共施設緑地・民間施設緑地	地域制緑地	土地所有の状況（公共用地、民有地）にかかわらず、法や条例などにより、国、県、市町村が土地利用を規制、誘導して確保する緑地。農地や水面などのオープンスペースを含む。
施設緑地	都市公園やこれに準じる機能を持つ公共施設緑地・民間施設緑地				
地域制緑地	土地所有の状況（公共用地、民有地）にかかわらず、法や条例などにより、国、県、市町村が土地利用を規制、誘導して確保する緑地。農地や水面などのオープンスペースを含む。				
 緑被	樹林地、農地、街路樹、庭木、草地など、みどりで被覆された土地及び水面				
 緑化	市街地に草木などを植えてみどりを増やす行為				

4. みどりの持つ機能

都市内のみどりには、「環境保全機能」、「レクリエーション機能」、「防災機能」、「景観形成機能」といった様々な機能があります。

それぞれの内容は以下のとおりです。

環境保全機能 ～都市の環境を守ります～

斜面地のみどりや農地、河川などは雨を蓄え流出する量を調整し、気温などを調整する役割があります。また、新鮮な酸素を供給するとともに、大気中の浮遊物や排気ガスなどの浄化や、植栽幅や枝葉による騒音の減衰効果もあります。このように、みどりは都市の環境を守る上で、大きな役割を担っているといえます。

レクリエーション機能 ～レクリエーション活動の場となります～

市内の公園や広場は、子供達の遊び場やスポーツの場、住民の交流・憩いの場等、様々な形で活用されており、人々が快適な生活を送る上で、大きな役割を担っているといえます。

防災機能 ～都市の安全性を高めます～

みどりは震災時、住民の避難場所や避難路において火災の延焼防止を図る効果があります。また、水害防止効果や崖崩れなどに対しても一定の防止効果があることが認められています。このほか、防風、防砂の効果やブロック塀を生垣にする事で震災時における倒壊の危険性を軽減することができるなど、都市の安全性を高める上で、大きな役割を担っているといえます。

景観形成機能 ～うるおいある美しいまちをつくります～

道路沿いの生垣や公園の樹林や住宅の庭木、一本の大木や社寺の周囲を取り囲む森など、みどりは美しい街並みを創出する上で欠かせない存在です。また、みどりは身近な樹木の成長や四季を彩る変化が人々に喜びを与えるなど、心理的なうるおいとやすらぎを与える上で、大きな役割を担っているといえます。

5. みどりの基本計画の構成

本計画書は、以下の内容により構成しています。

第1章 みどりの現況と課題

本市のみどりを取り巻く現状や、みどりに関する住民意向をもとに、みどりのまちづくりを推進する上での課題を整理しています。



第2章 みどりの将来像

みどりの課題を踏まえ、本計画の基本理念、みどりに係る将来テーマ、を整理するとともに、将来テーマをもとに、みどりの基本方針及びみどりの将来像をとりまとめています。

また、将来像実現に向けた目標数値等を設定しています。



第3章 みどりの機能別配置方針

みどりのもつ機能ごとに、系統別にみどりを位置づけ、配置方針を定めています。



第4章 みどりの保全及び緑化推進のための施策の方針

みどりの将来像及び基本方針の実現に向けて、みどりの保全及び緑化を推進していくための施策をとりまとめています。



第5章 緑化重点地区の計画

重点的に緑化を推進する地区を設定し、総合的なみどりのまちづくりを推進するための具体的な取り組みについて整理しています。



第6章 計画実現に向けて

計画の実現に向けて推進体制や進行管理について整理しています。

